

## 東松山市税条例の改正概要

【平成27年12月】

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が制定され、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、東松山市税条例が改正されました。

### 1 申請による換価の猶予制度の創設並びに既存の徴収猶予制度及び職権による換価の猶予制度の規定の整備

#### (1) 徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法

徴収猶予期間内における徴収金の分割の方法及びその変更について規定しました。

【施行日：平成28年4月1日】

#### (2) 徴収猶予の申請手続

徴収猶予の申請における申請書の記載事項、添付書類等について規定しました。

【施行日：平成28年4月1日】

#### (3) 職権による換価の猶予の手続

職権による換価の猶予及び職権による換価の猶予期間の延長の方法、分割納付又は分割納入の内容、提出書類について規定しました。

【施行日：平成28年4月1日】

#### (4) 申請による換価の猶予の手続

申請による換価の猶予及び申請による換価の猶予期間の延長の方法、申請期間、申請書の記載事項及び添付書類等について規定しました。

【施行日：平成28年4月1日】

#### (5) 担保を徴する必要がない場合

徴収猶予、職権による換価の猶予、申請による換価の猶予において、担保を徴する必要がない場合について規定しました。

【施行日：平成28年4月1日】

### 2 独立行政法人労働者健康福祉機構の法人名の改正

独立行政法人に係る改革を促進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、引用する条文の法人名称を改正しました。

【施行日：平成28年4月1日】

### 3 マイナンバー制度に係る法人番号関連

地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年総務省令第85号)が制定され、地方税法施行規則等の一部が改正されたことに伴い、引用する条文及び文言の整理を行いました。

【施行日：平成27年12月24日】